

島根県内在住韓国・朝鮮人就業実態調査

島根大学日本海地域研究会

1. 在日外国人の実態調査

昭和60年(1985)『在留外国人統計』によると、島根県内在住の韓国・朝鮮人は1,459人である。また昭和60年の『国勢調査報告』では1,337人になっている。

昭和30年(1955)には島根県下に6,061人が在住していた。それが昭和60年には1,495人になったのであるから、30年間に75.3%も減少して4分の1以下になったことになる。これは府県別では全国一の減少率であるが、その年次的推移については、すでに内藤正中「在日朝鮮人の地域移動」⁽¹⁾のなかでみてきたところである。

昭和30年の島根県内在住韓国・朝鮮人就業者の産業別構成は、第1次産業が33.5% (うち林業22.4%)、第2次産業が30.9% (うち建設業24.5%)、第3次産業が35.6% (うち卸売・小売業23.9%) となっており、林業、建設業、小売業への集中が顕著であった。しかしながら、昭和34年(1959)以降の推移を『在留外国人統計』によってみてゆくと、農林業と建設業が激減し、代わって販売従事者、技能工、一般事務員、管理的職業などが増加してきている。

以上のように産業、職業別の就業者の統計的な推移については、『在留外国人統計』などをつうじてある程度はわかるが、在日韓国・朝鮮人の就業実態については、何らの説明も行われないうままになっている。

県内在住の韓国・朝鮮人が、30年間に75.3%も減少したという事実は、島根県内には定住条件がなかったことを意味する。とりわけ安定的な就業と所得が保障されなかったことが、その最大の要因になっている。林業や製炭業が衰退し、それに代わる新しい地域産業が開発されなければ、仕事を求めて県外に転出してゆかざるをえなかった。建設業に従事していた者の場合も同様であり、

1960年代の高度経済成長期以降において、太平洋沿岸ベルト地帯の産業基盤整備のための公共事業に吸収されていったのである。もっともこの時期の島根県下の農山村では、日本一の人口減少にみられるような急激な過疎化が進行していたわけであるから、農山村から都市への人口移動は、ひとり韓国・朝鮮人にだけに限られた問題ではなかった。

いま国際化の時代を迎えるにあたって、わたしたちは足もとからの国際化、身近な地域社会における国際化を重視すべきであると思っている。身近な国際化とは、日本に定住している外国人、その最大多数を占める韓国・朝鮮人が国際人権規約に即した権利と生活の場を保障されながら、地域社会のなかで共生してゆくことでなければならない。そのためにも、まず身近なところで在日外国人の実態が明らかにされる必要がある。それにもかかわらず、島根県をはじめとして全国的にみても、在日外国人の実態が不十分にしか把握されていないのが現実ではないであろうか。

そうした現状のなかで唯一ともいえる取組みは、神奈川県渉外部国際交流課による神奈川県内在住外国人実態調査である。⁽²⁾神奈川県では「内なる民際外交」を推進する立場から1983、84両年度に神奈川県在住外国人実態調査委員会（委員長：金原左門中央大学教授）に調査を委託した。調査を実施した趣旨には、民際外交の第一歩として、①地域の国際化を考えること、②外国人も納税者であり、県民であるという意味を日本の行政がもたなければならないこと、③多くの民族性をもった人たちが相互に尊重し、生きていけるような新しい地域社会の創造をはかることがあげられている。この神奈川県在住外国人実態調査は、満20歳以上の韓国・朝鮮人、および中国人を対象に、その11分の1に当たる2,142人を無作為抽出して、訪問面接聴取法により調査し、有効回答1,028を得ている（韓国・朝鮮人が84.3%、中国人が15.7%である）。

いま一つとしては、まだ報告書にまとめて発表されていないが、昭和61年（1986）11月に、朝鮮大学校政経学部学生の在日朝鮮人問題研究グループによって実施された「在日同胞の生活と意識についてのアンケート」⁽³⁾がある。この調査も訪問面接方式により1,198人を対象にして実施され、1,176人から有効回

表 1-1 韓国・朝鮮人就業実態調査 (調査率)

	男			女			合 計		
	標本(a) 人	外統(b) 人	率 a / b %	標本(a) 人	外統(b) 人	率 a / b %	標本(a) 人	外統(b) 人	率 a / b %
20～30歳	10	107	9.3	18	100	18.0	29	207	14.0
30～40歳	45	153	29.4	16	111	14.4	61	264	23.1
40～50歳	55	93	59.1	14	88	15.9	69	181	38.1
50～60歳	31	61	50.8	11	67	16.4	42	128	32.8
60歳以上	50	109	45.9	20	107	18.7	70	216	32.4
不 明	1			3			4		
20歳以上計	192	523	36.7	82	473	17.3	275	996	27.6

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」
昭和60年度『在留外国人統計』

答を得ている。調査を指導した朝鮮大学校教養部の呉圭祥副部長の御好意により調査集計の一部を入手することができたので、本稿で参照させてもらうことにした。なお、このほかに韓国・朝鮮人商工業者についてのアンケート調査が、昭和59年(1984)に徐龍達・全在紋教授⁽⁴⁾によって行なわれている。

私たちの調査は、島根県内在住の20歳以上の韓国・朝鮮人の全員を対象にして、在日大韓民国居留民団島根県本部(団長：朴熙澤)、在日本朝鮮人総聯合会島根県本部(委員長：朴泰永)の組織を通じて配付・回収したものである。調査にあたっては、長い時間をかけて調査の意図を説明して、両組織の理解と協力を得て実施したものであるが、留置法であったために、就業と所得について最少限度の設問を行なうにとどめざるをえなかった。

回収された回答は275人からのものである(表1-1参照)。昭和60年度(1985)の『在留外国人統計』によると、島根県内在住の韓国・朝鮮人で20歳以上の者は、男性523人、女性473人、合計996人であり、男性で36.7%、女性では17.3%が回答してくれたことになる。男性に対して女性の回答者は半分である。さらに年齢別にもみておくと、女性の回答率は各年齢層をつうじて14～18%の間に分布しているが、男性は40歳代と50歳代が50%以上であるのに対して、20歳代は9%程度というように大きな差がある。このことは、民族団体の組織を通ずる配布・回収という調査方法に伴う結果と思われる。換言すれば日常的に民

族団体の活動に関与していると思われる40歳代、50歳代の男性が主要な調査対象であるという結果になっている。逆にいえば、20歳代の若い世代と女性、それと後述するが、所得面で相対的に低位の階層の多くが調査対象からはずれたものとみておく必要がある。したがって、この調査結果をもって、ただちに島根県在住の韓国・朝鮮人の就業実態のすべてを把握しているとはいえない面もあるが、少なくとも在住韓国・朝鮮人の中心をなしている40歳代、50歳代の男性（戦後の日本のなかで幼年期からの成長を経験してきた世代であり、またいわゆる働き盛りでもある）の就業実態は代表しているといえよう。

<注>

- (1) 内藤正中「在日朝鮮人の地域移動」（島根大学『山陰地域研究』第4号，1988年）
- (2) 金原左門他『日本のなかの韓国・朝鮮人，中国人—神奈川県内在住外国人実態調査』（明石書店，1986年）
- (3) 朝鮮大学校政経学部第3学年在日朝鮮人問題研究グループによる「在日同胞の生活と意識についてのアンケート」（未発表）の調査集計結果。なお、朝鮮大学校経営学部学生による1985年度の調査の結果にもとづく業種分布については金美徳「兵庫県下在住朝鮮・『韓国』商工人たちの実情」（『同胞と社会科学』第3号）で報告されている。
- (4) 徐龍達・全在紋「在日韓国・朝鮮人の商工業の実態」（徐龍達編『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社，1987年）

2. 就業実態調査の概要

(1) 在日の理由と期間

在日47年以上、戦前期から日本に在住している者は114人で、調査対象全体の41.5%を占めている。ここにも民族団体をつうじて配布した調査の特質がみられる。60歳以上の者は216人が在住しているが、それは全体の14.4%を占めているにすぎないから、実態調査の対象は明らかに一世の高齢者を中心に行っていることになる（表2—1参照）。

在日の理由は「生活が苦しく仕事を求めて」が14.9%、「勉強しようと思って」が3.3%、「徴兵で」が0.4%、「徴用で」が2.5%で、58人、21.1%の者が戦前に

表 2-1 在日期間

	47年以上	40～46年	30～39年	20～29年	20年未満	合 計
男	82	50	46	11	1	192
〈%〉	42.7	26.0	24.0	5.7	0.5	100.0
女	32	13	14	19	3	82
〈%〉	39.0	15.9	17.1	23.2	3.7	100.0
合計	114	63	60	31	4	275
〈%〉	41.5	22.9	21.8	11.3	1.5	100.0

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」

表 2-2 在日理由

	仕事	勉強	徴兵	徴用	親	出生	他	合計
男	26	8	1	7	14	136		192
〈%〉	13.5	4.2	0.5	3.6	7.3	70.8		100.0
女	15	1			9	54	3	82
〈%〉	18.3	1.2			11.0	65.9	3.7	100.0
合計	41	9	1	7	23	191	3	275
〈%〉	14.9	3.3	0.4	2.5	8.4	69.5	1.1	100.0

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」

来日してきた一世であることが示されている。これに「親と一緒に」という23人、8.4%を加えると、81人、29.5%が一世となる。日本で出生した者は69.5%である。もちろん、このなかには戦前に出生した者も含まれている（表2-2参照）。島根県に在住している理由では、「戦前からずっといる」からという者が54.9%を占める。しかし前述の在日理由では、戦前から在住している一世は29.5%であったから、「戦前からずっといる」のなかには、親の代から引きついでに在住している者も含まれていると考えるべきであろう。また「仕事がうまくいっているから」の9.5%、「暮らしやすいから」9.5%など、20%近くの者は島根県内にそれなりの定住条件をつくっているものとみることができる。このほか「同胞の友人がいるから」5.5%、「日本人が応援してくれるから」1.8%と、周辺での支援体制があることをあげた者のほか、「祖国に近いから」と日本海をはさんだ対岸に祖国があることを意識して島根県に在住している者も2人、0.7

表 2-3 島根県内在住理由

	戦前から	仕事	同胞	日本人	暮らし	祖国	他	不明	合計
男	119	18	8	4	14	1	27	1	192
〈%〉	62.0	9.4	4.2	2.1	7.3	0.5	14.1	0.5	100.0
女	32	8	7	1	11	1	18	4	82
〈%〉	39.0	9.8	8.5	1.2	13.4	1.2	22.0	4.9	100.0
合計	151	26	15	5	26	2	45	5	275
〈%〉	54.9	9.5	5.5	1.8	9.5	0.7	16.4	1.8	100.0

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」
昭和60年度『在留外国人統計』

%いる（表 2-3 参照）。

(2) 職種構成

ここでの職種は、「主なもの」を選んでもらった。回答選択肢の職種は、産業・業種上の区分に職業上の区分も加味して設定されたものである。回答しやすいことを考慮したからである。調査対象者の職種構成は表 2-4 のとおりである。

もっとも多いのは、「食堂・レストラン」の17.8%である。これに「喫茶店」の3.3%、さらに「バー・スナック」の2.2%を加えると、飲食業全体では23.3%になる。これに次いでパチンコ等の「遊戯場」が13.8%と多い。「古物回収業」も12.4%であるから、多くが集中している職種とってよい。調査の限りからいえば、「飲食業」「遊戯場」「古物回収業」の3職種で49.5%を占め、これらが県内在住の韓国・朝鮮人にとっては代表的な職種となっている。

次に性別および年齢別に、より詳しく職種構成をみておこう（表 2-5・6 参照）。

まず男性についてみると、飲食業、遊戯場、古物回収業への就業が大きな比重を占めるという点で、全体的な特徴をより顕著に示している。3職種の合計は実に57%にまで達している。年齢的にみると20歳代のみが異なる傾向を示している。そこでは「金融（保険）業」、「各種技術者」といったいわゆるホワイト・カラーや技術者が中心となっている（もっともこの年齢層の標本数は限られたものであるが、全体的な傾向を反映しているとみてよいであろう）。他方で

表2-4 県内在住韓国・朝鮮人の職種構成

職業区分	男		女		合計	
	人	%	人	%	人	%
小売店	4	2.1			4	1.5
セールス・行商	3	1.6	3	3.7	6	2.2
古物回収業	30	15.6	4	4.9	34	12.4
金融(保険)業	9	4.7	4	4.9	14	5.1
不動産業	3	1.6			3	1.1
食堂・レストラン	37	19.3	12	14.6	49	17.8
喫茶店	5	2.6	4	4.9	9	3.3
バー・スナック	3	1.6	3	3.7	6	2.2
(飲食業合計)	45	23.4	19	23.2	64	23.3
理・美容師			3	3.7	3	1.1
自動車整備・修理	2	1.0			2	0.7
ホテル・旅館	1	0.5			1	0.4
遊戯場(パチンコ等)	35	18.2	3	3.7	38	13.8
ビル・駐車場等管理人	1	0.5			1	0.4
一般事務員	2	1.0	14	17.1	16	5.8
外勤事務員(集金等)			3	3.7	3	1.1
団体職員	4	2.1	2	2.4	6	2.2
(事務的職業合計)	6	3.1	19	23.2	25	9.1
会社・団体役員	11	5.7	1	1.2	12	4.4
医師	3	1.6			3	1.1
薬剤師			1	1.2	1	0.4
看護婦			1	1.2	1	0.4
教員	1	0.5			1	0.4
各種技術者	6	3.1			6	2.2
保母			1	1.2	1	0.4
(専門的職業合計)	10	5.2	3	3.7	13	4.7
建設業	4	2.1			4	1.5
建設作業員	2	1.0			2	0.7
土木作業員	2	1.0			2	0.7
金属製品製造	3	1.6			3	1.1
食料品製造	4	2.1	1	1.2	5	1.8
繊維製品製造			1	1.2	1	0.4
林業	1	0.5			1	0.4
自動車運転手	5	2.6			5	1.8
砂利等採取	1	0.5			1	0.4
(生産的職業合計)	22	11.5	2	2.4	24	8.7
他	4	2.1	2	2.4	6	2.2
無職	4	2.1	17	20.7	21	7.6
不明	2	1.0	2	2.4	4	1.5
合計	192	100.0	82	100.0	275	100.0

注：(1)飲食業は「食堂・レストラン」「喫茶店」「バー・スナック」を含む。

(2)事務的職業は「一般事務員」「外勤事務員」「団体職員」を含む。

(3)専門的職業は「医師」「薬剤師」「看護婦」「教員」「各種技術者」「保母」を含む。

(4)生産的職業は「建設業」「建設作業員」「土木作業員」「金属製品製造」「食料品製造」「繊維製品製造」「林業」「自動車運転手」「砂利等採取」を含む。

資料：「在日韓国・朝鮮人就業実態調査」

表 2-5 年齢別職種構成 (男)

職業区分	20代		30代		40代		50代		60歳以上		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
小売店			2	4.4			1	3.2	1	2.0	4	2.1
セールス・行商	1	10.0	1	2.2					1	2.0	3	1.6
古物回収業			3	6.7	8	14.5	9	29.0	10	20.0	30	15.6
金融(保険)業	3	30.0	3	6.7	1	1.8	1	3.2	1	2.0	9	4.7
不動産業					2	3.6			1	2.0	3	1.6
食堂・レストラン			10	22.2	9	16.4	6	19.4	11	22.0	37	19.3
喫茶店			2	4.4	2	3.6			1	2.0	5	2.6
バー・スナック					2	3.6	1	3.2			3	1.6
(飲食業合計)					13	23.6	7	22.6	12	24.0	45	23.4
理・美容師												
自動車整備・修理			9	20.0	2	3.6					2	1.0
ホテル・旅館							1	3.2			1	0.5
遊戯場(パチンコ等)			9	20.0	10	18.2	4	12.9	12	24.0	35	18.2
ビル・駐車場等管理人									1	2.0	1	0.5
一般事務員	1	10.0	1	2.2							2	1.0
外勤事務員(集金等)												
団体職員			1	2.2	1	1.8			2	4.0	4	2.1
(事務的職業合計)	1	10.0	2	4.4	1	1.8			2	4.0	6	3.1
会社・団体役員			2	4.4	2	3.6	3	9.7	4	8.0	11	5.7
医師					3	5.5					3	1.6
薬剤師												
看護婦												
教員					1	1.8					1	0.5
各種技術者	2	20.0	2	4.4	2	3.6					6	3.1
保母												
(専門的職業合計)	2	20.0	2	4.4	6	10.9					10	5.2
建設業					1	1.8	2	6.5	1	2.0	4	2.1
建設作業員					2	3.6					2	1.0
土木作業員			1	2.2			1	3.2			2	1.0
金属製品製造			1	2.2	1	1.8	1	3.2			3	1.6
食料品製造	1	10.0	2	4.4	1	1.8					4	2.1
繊維製品製造												
林業									1	2.0	1	0.5
自動車運転手					4	7.3	1	3.2			5	2.6
砂利等採取									1	2.0	1	0.5
(生産的職業合計)	1	10.0	4	8.9	9	16.4	5	16.1	3	6.0	22	11.5
他			4	8.9							4	2.1
無職	2	20.0							2	4.0	4	2.1
不明			1	2.2	1	1.8					2	1.0
不合計	10	100.0	45	100.0	55	100.0	31	100.0	50	100.0	192	100.0

注：飲食業等の範囲については表2-4と同じ。

資料：「在日韓国・朝鮮人就業実態調査」

表 2-6 年齢別職種構成（女）

職業区分	20代		30代		40代		50代		60歳以上		不明	合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		人	%
セールス・行商			1	6.3			1	9.1			1	3	3.7
古物回収業			1	6.3	2	14.3	1	9.1				4	4.9
金融(保険)業	3	16.7							1	5.0		4	4.9
食堂・レストラン	1	5.6	2	12.5	2	14.3	2	18.2	5	25.0		12	14.6
喫茶店			1	6.3			2	18.2	1	5.0		4	4.9
バー・スナック			1	6.3	2	14.3						3	3.7
(飲食業合計)	1	5.6	4	25.0	4	28.6	4	36.4	6	30.0		19	23.2
理・美容師	1	5.6	2	12.5								3	3.7
遊戯場(パチンコ等)			1	6.3			1	9.1	1	5.0		3	3.7
一般事務員	9	50.0	1	6.3	3	21.4					1	14	17.1
外勤事務員(集金等)					2	14.3	1	9.1				3	3.7
団体職員			1	6.3			1	9.1				2	2.4
(事務的職業合計)	9	50.0	2	12.5	5	35.7	2	18.2			1	19	23.2
会社・団体役員	1	5.6										1	1.2
薬剤師	1	5.6										1	1.2
看護婦	1	5.6										1	1.2
保母			1	6.3								1	1.2
(専門的職業)	2	11.1	1	6.3								3	3.7
食料品製造									1	5.0		1	1.2
繊維製品製造							1	9.1				1	1.2
(生産的職業)							1	9.1	1	5.0		2	2.4
他					1	7.1			1	5.0		2	2.4
無職	1	5.6	4	25.0			1	9.1	10	50.0	1	17	20.7
不明					2	14.3						2	2.4
合計	18	100.0	16	100.0	14	100.0	11	100.0	20	100.0	3	82	100.0

注：飲食業等の範囲については表 2-4 に同じ。

資料：「在日韓国・朝鮮人就業実態調査」

30歳以上の層は、3職種への集中という点で同じような職種構成になっている。3職種の内訳もほぼ共通しており、古物回収業が20%前後、飲食業が20~30%、遊戯場が20%前後という水準になっている。ただし、30歳代では古物回収業の比重はかなり低く、6.7%になっていることに留意しておく必要がある。世代的には30歳代以下の若い年齢層から次第に職種構成の変化が始まってきており、日本人の職種構成との類似性を強めてきているといえよう。

表 2-7 職業分類対応表（『在留外国人統計』・就業実態調査）

外統職業分類	就業実態調査対応職種
医療・保健技術者	医師，薬剤師，看護婦
技術者	各種技術者
教員	教員
その他専門家・技術者	保母
管理的職業従事者	会社・団体役員，全職種（使用者）
事務従事者	一般事務員，外勤事務員（集金等），団体職員
販売従事者	小売店，セールス・行商，古物回収業，金融・保険・不動産業，食堂・レストラン（以下自営のみ），喫茶店，バー・スナック
サービス従事者	理・美容師，ホテル・旅館，パチンコ等，ビル・駐車場等管理人，食堂・レストラン（以下従業員のみ），喫茶店，バー・スナック
農林業従事者	林業
運輸・通信従事者	自動車運転手
採鉱・採石従事者	砂利等採取
技能工・生産工程従事者	建設業，建設・土木作業員，金属製品・食料品・繊維製品製造，自動車整備・修理（以上自営or常勤のみ）
単純労働者	建設業，建設・土木作業員，金属製品・食料品・繊維製品製造，自動車整備・修理（以上非常勤のみ）
不詳	その他，不明
無職	無職

女性の場合の職種構成は男性のそれとは明瞭に異なっている。無職の20.7%を別とすれば、「一般事務員」の17.1%（事務的職業としてまとめれば23%強になる）、「食堂・レストラン」の14%（これも飲食業としてまとめれば23%強になる）が1，2位を占めている。年齢的にみると、やはり20歳代とその他の世代とでは大きく異なる傾向を示している。20歳代では、一般事務員に金融（保険）業を加えたものだけで70%近くにまで達しており、その他には「薬剤師」「看護婦」といった専門的職種がみられるようになっている。いわゆるホワイト・カラー職種がほとんどを占めている。30歳以上の世代では飲食業の比重が目立っており、30%前後を占めている。男性の場合の主要な3職種のうち、飲食業のみが女性を家族従業員として吸収しているものとみることができよう。

ところで、前述のように実態調査の対象には一定の片りがあるので、『在留外国人統計』との比較を行っておこう。ただし、後者の職種分類は標準職業分類に準拠したものであるから、単純に対応させることはできない。そのために

実態調査における職種分類および就業上の地位の分類を基準として、調査結果を『在留外国人統計』の職業分類に組み替えてみた。組み替えの要点は以下のとおりである（表2-7参照）。①「使用者」はいずれの職種であっても、すべて「管理的職業従事者」と分類した。②飲食業のうち「自営」のものは「販売従事者」に分類した。③飲食業のうち、「従業員」であるものは「サービス職業従事者」に分類した。④建設業と製造業の従事者のうち、「自営」もしくは「常勤従業員」、「技能工・生産工程従事者」に分類した。⑤前記のうち「非常勤従業員」は、「単純労働者」と分類した。

上述のように組み替えることにより、昭和60年の『在留外国人統計』と実態調査の職種構成を対比させたものが表2-8である。『在留外国人統計』でみる

表2-8 職業構成対比（『在留外国人統計』・就業実態調査）

職業区分	外 統			調 査									
	男 人	%	女 人	%	合 計	%	男 人	%	女 人	%	合 計	%	
医療・保健技術者	7	1.8	5	7.0	12	2.6	3	1.6	2	3.1	5	2.0	
技 術 者	3	0.8			3	0.7	6	3.2			6	2.4	
教 員	3	0.8	1	1.4	4	0.9	1	0.5			1	0.4	
宗 教 家	1	0.3			1	0.2		0.0					
その他専門家・技術者	1	0.3			1	0.2	0.0		1	1.5	1	0.4	
管理的職業従事者	42	10.8	2	2.8	44	9.5	1	19	10.1	1	1.5	20	7.9
事務従事者	54	13.8	15	21.1	69	15.0	6	3.2	19	29.2	25	9.8	
販売従事者	109	27.9	29	40.8	138	29.9	93	49.5	28	43.1	122	48.0	
サービス業従事者	42	10.8	9	12.7	51	11.1	33	17.6	8	12.3	41	16.1	
農林業従事者	13	3.3	5	7.0	18	3.9	1	0.5			1	0.4	
漁業従事者	4	1.0			4	0.9		0.0					
運輸・通信従事者	33	8.5			33	7.2	5	2.7			5	2.0	
採鉱・採石従事者	3	0.8			3	0.7	1	0.5			1	0.4	
技能工・生産工程従事者	60	15.4	4	5.6	64	13.9	15	8.0	1	1.5	16	6.3	
単純労働者	14	3.6	1	1.4	15	3.3		0.0	1	1.5	1	0.4	
不 詳	1	0.3			1	0.2	5	2.7	4	6.2	9	3.5	
〈有職者計合計〉	390	100.0	71	100.0	461	100.0	188	100.0	65	100.0	254	100.0	
無 職	405	103.8	629	885.9	1034	224.3	4	2.1	17	26.2	21	8.3	
総 計	795	203.8	700	985.9	1495	324.3	192	102.1	82	126.2	275	108.3	

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」
昭和60年度「在留外国人統計」

表 2-9 職業構成の年次推移

職業区分	1959年		1969年		1974年		1985年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
医療・保健技術者	3	0.2	2	0.3			12	2.6
技術者	3	0.2	1	0.2			3	0.7
教員	3	0.2	1	0.2			3	0.7
芸術家・芸能家	1	0.1			1	0.2		
文芸家・著述家								
記者	1	0.1			1	0.2		
科学研究者					7	1.2		
宗教家							1	0.2
その他専門家・技術者			2	0.3	1	0.2	1	0.2
管理的職業従事者	1	0.1	8	1.3	9	1.6	44	9.6
事務従事者	4	0.3	24	3.9	39	6.9	69	15.0
貿易従事者			1	0.2				
販売従事者	192	13.6	146	23.4	140	24.9	138	30.0
サービス業従事者	58	4.1	23	3.7	25	4.4	51	11.1
農林業従事者	384	27.3	67	10.8	60	10.7	18	3.9
漁業従事者	10	0.7	2	0.3	3	0.5	4	0.9
運輸・通信従事者	76	5.4	51	8.2	46	8.2	33	7.2
採鉱・採石従事者	13	0.9	5	0.8	7	1.2	3	0.7
技能工・生産工程従事者	336	23.9	96	15.4	74	13.2	64	13.9
単純労働者	323	22.9	92	14.8	66	11.7	15	3.3
不詳			102	16.4	83	14.8	1	0.2
〈有職者計合計〉	1408	100.0	623	100.0	562	100.0	460	100.0
無職	4157	295.2	1193	191.5	1008	179.4	1034	224.8
総計	5565	395.2	1816	291.5	1570	279.4	1494	324.8

注：職業の分類区分は各年ごとに異なるが、比較のため1985年の区分に統一してある。

資料：各年度『在留外国人統計』

と、「販売従事者」29.9%、「事務従事者」15.0%、「技能工・生産工程従事者」13.9%、「サービス業従事者」11.1%が割合の高い順である。他方の実態調査結果でみる場合の高い順は「販売従事者」48.0%、「サービス従事者」16.1%、「事務従事者」9.8%、「管理的職業従事者」7.9%である。販売とサービスの割合が高い点では共通している。技能工と事務の割合が実態調査のほうが低くなっているのは、その調査対象が40、50歳代の中堅的年齢層に偏る結果となったことの反映に他ならない。換言すれば、県内在住の韓国・朝鮮人の職業は販売、サービスの職業に偏っており、とりわけ中堅的年齢層の場合にはそれが著しいと

いうことである。

さらに、『在留外国人統計』によって職業構成の年次的推移もみておこう（表2－9参照）。昭和34年（1959）には13.6％にすぎなかった販売従事者の割合が急速に上昇し、昭和60年（1985）には30.0％にまで達していることが第1の特徴として指摘できる。また、事務従事者およびサービス従事者は絶対数でも増加してきており、割合はそれぞれ15.0％、11.1％に達してきている。このうち販売従事者の多数を占めるのが、飲食業であり、次いで古物回収業であり、サービス業従事者の多数を占めるものがパチンコ業であることは実態調査の結果で確認しうることである。この3業種への特化を基本としつつ、若年層を中心として事務的職種への進出がみられるというのが、この20年間余りの期間における県内在住の韓国・朝鮮人の職種構成の変化の過程であるといえよう。

これまでに見てきたような県内在住者の職種構成を、他県在住者のそれとも比較するために、『在留外国人統計』から神奈川県、兵庫県、そして島根県を取り出したものが、表2－10である。周知のようにこの2県は人口集中のもっとも進んだ県に属しており、過疎化の進んだ島根県とは対照をなしている。島根の場合には「販売従事者」の29.9％、「事務従事者」の15.0％、「技能工・生産工程従事者」の13.9％、「サービス業従事者」の11.1％が割合の高い順番である。これに対し神奈川の場合には、「販売従事者」の割合は21.3％であり、そこへの集中は一定みられるものの、事務および生産工程への従事者の割合が高い（それぞれ25.4％、17.3％）ことが特徴になっている。また兵庫ではこの特徴がもっとも顕著である。販売従事者の割合はさらに低下して17.0％であるのに対し、生産工程および事務従事者の合計がほぼ過半に達する（それぞれ28.4％、21.3％）。要約すれば、神奈川、兵庫では販売、あるいはサービスへの集中が島根に比較して弱い反面で、事務、生産工程への従事者の比重が大きいうことである。島根では事務あるいは生産工程への就業の機会が限られていることが、販売、サービスの割合を高めていることになる。

以上の職種構成の比較は、残念ながら大分類のレベルのものである。より詳細な比較は、先に紹介したようないくつかの実態調査の結果に頼るしかない。

表 2-10 職業構成の県別比較(1)

職業区分	島根県		神奈川県		兵庫県	
	人	%	人	%	人	%
医療・保健技術者	12	2.6	103	1.1	168	0.9
技術者	3	0.7	30	0.3	62	0.3
教員	4	0.9	86	0.9	97	0.5
芸術家・芸能家			103	1.1	81	0.5
文芸家・著述家			8	0.1	7	0.0
記者			7	0.1	5	0.0
科学研究者			7	0.1	3	0.0
宗教家	1	0.2	12	0.1	36	0.2
その他専門家・技術者	1	0.2	67	0.7	110	0.6
管理的職業従事者	44	9.5	993	10.5	1,121	6.3
事務従事者	69	15.0	2,401	25.4	3,811	21.3
貿易従事者			11	0.1	19	0.1
販売従事者	138	29.9	2,014	21.3	3,042	17.0
サービス業従事者	51	11.1	763	8.1	980	5.5
農林業従事者	18	3.9	22	0.2	100	0.6
漁業従事者	4	0.9	20	0.2	8	0.0
運輸・通信従事者	33	7.2	746	7.9	2,066	11.6
採鉱・採石従事者	3	0.7	8	0.1	16	0.1
技能工・生産工程従事者	64	13.9	1,636	17.3	5,067	28.4
単純労働者	15	3.3	370	3.9	996	5.6
不詳	1	0.2	39	0.4	59	0.3
〈有職者計〉	461	100.0	9,446	100.0	17,854	100.0
無職	1,034	224.3	21,746	230.2	54,224	303.7
総計	1,495	324.3	31,192	330.2	72,078	403.7

資料：昭和60年度「在留外国人統計」

そのために、この場合もやはり神奈川県、および兵庫県におけるそれとの対比をおこなっておこう。職種分類の方法にはそれぞれ差異があるから、比較が可能で、かつ島根に特徴的な職種についての対比を行なったものが表 2-11である。それによれば、「飲食業」の割合は各県ともかなり高く、神奈川の24.0%は島根の23.3%を上まわっているほどであるが、島根の「古物回収業」と「パチンコ」の割合の高さには顕著なものがある。他方で島根の場合には、建設業、製造業、および運輸・通信業などの生産的職種への就業割合は他の2県に比較してきわめて低い（それぞれ2.9%、3.3%、1.8%）。神奈川の場合には、3業

表2-11 職業構成の県別比較(2)

職業区分	島根県 %	神奈川県 %	兵庫県 %
古物回収業	12.4	4.5	1.3
飲食業	23.3	24.0	12.2
パチンコ	13.8	2.6	0.1
管理的・専門的職業	9.3	5.7	2.7
建設業	2.9	11.2	12.8
製造業	3.3	10.3	16.9
運輸・通信	1.8	8.0	5.4
無職	7.6		
不明	1.5		
合計	100.0		

注：比較可能な職種のみ抽出して、全調査対象者に対する比率を表示してある（計は100にならない）。

- 資料：1) 神奈川県は金原左門他『日本のなかの韓国・朝鮮人，中国人』p. 13の「神奈川県在住外国人実態調査」1984年。
 2) 兵庫県は朝鮮大学校「在日同胞の生活と意識についてのアンケート（調査集計）」1987年。
 3) 島根県は「就業実態調査」1988年。

種の計で30%に達しており、兵庫の場合には35%にもなる。このことには、前述のような調査対象の片よりも反映しているが、それでも島根の職種構成の特徴は現われている。すなわち、島根の場合の販売、サービスの職業の相対的な割合の高さは、「飲食業」はともかくとして、実は「古物回収業」および「パチンコ」への職業的特化に大きく起因しているのである。

最後に職種別に学歴構成をみておこう(表2-12参照)。全体としてみれば若年世代の調査率が低いにもかかわらず、大学卒が20.4%に達していることに注目したい。在日の韓国・朝鮮人のなかでも高学歴化が進んでいる。しかし大学卒の学歴を活用して就業している場合は限られている。これまでみてきたような代表的職種について学歴別の人員構成をみると、飲食業あるいは遊戯場等への就業者のうちの大学卒の比率はかなり高く、それぞれ14.1%、23.7%になっている。さすがに専門的・技術的職業での大学卒の割合は高く76.9%であるが、その人員数(10人)は大学卒全員(56人)のうちではわずかな割合にすぎない。民族差別も伴った就職の困難性のために、やむなく親の事業を継承するなり、自営業を始めるなりの対応をせざるをえない事情をうかがうことができる。

表2-12 職種別学歴

職 業 区 分	なし	中卒	高卒	大卒	不明	合計
小 売 店		1	1	1	1	4
セールス・行商	1	2	2	1		6
古物回収業	8	14	7	1	4	34
金融（保険）業		3	10	1		14
不 動 産 業	1		1	1		3
食堂・レストラン	8	13	16	6	6	49
喫 茶 店		4	3	2		9
バー・スナック		1	4	1		6
理・美容師		1	1	1		3
自動車整備・修理		1			1	2
ホテル・旅館		1				1
遊戯場（パチンコ等）	6	8	12	9	3	38
ビル・駐車場等管理人			1			1
一般事務員			11	5		16
外勤事務員（集金等）		2	1			3
団 体 職 員		2	3	1		6
会社・団体役員	3	2	2	5		12
医 師				3		3
薬 剤 師				1		1
看 護 婦			1			1
教 員				1		1
各種技術者			2	4		6
保 母				1		1
建 設 業	1	1	2			4
建設作業員		2				2
土木作業員		1		1		2
金属製品製造			1	2		3
食料品製造	1		2	2		5
繊維製品製造					1	1
林 業					1	1
自動車運転手		4	1			5
砂利等採取		1	2			1
他		1	2	2	1	6
無 職	9	3	1	4	3	21
不 明		2	1		1	4
合 計	38	70	89	56	22	275

注：飲食業等の範囲については表2-4に同じ。

資料：「在日韓国・朝鮮人就業実態調査」

(3) 就業形態

それでは県内在住の韓国・朝鮮人はこれまでみてきたような職種にどのような形態で就業しているのでしょうか。それをまず就業上の地位という面からみておこう。就業上の地位についての区分は、設問のうえでは「使用者」「自営業」「常勤従業員」「非常勤従業員」の4つであった。集計にあたっては、「自営業」のうち従業員規模が5人以上のものは、「自営企業」として別途分類することにした。

調査対象者全員を上記のような就業上の地位にもとづいて区分したものが、表2-13である。使用者の4.4%、自営企業の12.7%、自営業の43.6%を合計したもの（以下ではこの3者を包括して「自営層」という）が60.7%に達する。また前述のように農林漁業就業者は皆無に近いから、その大多数は商工自営層ということになる。ちなみに島根県の全住民を対象としてみた場合の自営層の割合は、農林漁業を含めたとしてもせいぜい30%程度である。ここからも県内在住の韓国・朝鮮人における自営層の比重の高さをうかがうことができる。また、先にみた朝鮮大学の兵庫県下における調査でも同様の結果が示されている。すなわち、「個人企業経営者」と「商店主」が合わせて33.9%、使用者が6.6%であるから、自営層は40%ほどになっている（なお、この調査では「その他」の22.9%と「無回答」の17.4%の割合が多いから、これを勘案すれば、自営層

表2-13 就業上の地位

	使用者	自営企業	自営	(自営層)	常勤	非常勤	無職	不明	合計
男	12	31	95	138	47	2	4	1	192
〈構成比〉	6.3	16.1	49.5	71.9	24.5	1.0	2.1	0.5	100.0
女		4	25	29	32	7	14		82
〈構成比〉	0.0	4.9	30.5	35.4	39.0	8.5	17.1	0.0	100.0
合計	12	35	120	167	80	9	18	1	275
〈構成比〉	4.4	12.7	43.6	60.7	29.1	3.3	6.5	0.4	100.0

注：自営層とは「使用者」「自営企業」「自営」の合計である。

資料：「在日韓国・朝鮮人就業実態調査」

表 2-14 就業上の地位と職種

	使用者 人 %	自営企業 人 %	(経営者) 人 %	自営 人 %	常勤 人 %	非常勤 人 %
小売店				4 3.3		
セールス・行商				3 2.5	3 3.8	
古物回収業		3 8.6	3 6.4	25 20.8	6 7.5	
金融(保険)業		1 2.9	1 2.1	5 4.2	8 10.0	
不動産業				3 2.5		
食堂・レストラン		6 17.1	6 12.8	41 34.2	1 1.3	1 16.7
喫茶店				9 7.5		
バー・スナック				5 4.2	1 1.3	
理・美容師				1 0.8	2 2.5	
自動車整備・修理					2 2.5	
ホテル・旅館				1 0.8		
遊戯場(パチンコ等)	5 41.7	16 45.7	21 44.7	12 10.0	5 6.3	
ビル・駐車場等管理人						1 16.7
一般事務員					15 18.8	1 16.7
外勤事務員(集金等)					1 1.3	2 33.3
団体職員					6 7.5	
会社・団体役員	4 33.3	3 8.6	7 14.9	1 0.8	4 5.0	
医師				1 0.8	2 2.5	
薬剤師					1 1.3	
看護婦					1 1.3	
教員					1 1.3	
各種技術者					6 7.5	
保母					1 1.3	
建設業	2 16.7	1 2.9	7 14.9	1 0.8		
建設作業員					2 2.5	
土木作業員			3 6.4		2 2.5	
金属製品製造		1 2.9	1 2.1		2 2.5	
食料品製造		2 5.7	2 4.3	1 0.8		1 16.7
繊維製品製造					1 1.3	
林業				1 0.8		
自動車運転手		1 2.9	1 2.1	1 0.8	3 3.8	
砂利等採取				1 0.8		
<不詳>	1 8.3	1 2.9	2 4.3	4 3.3	4 5.0	
<有職者合計>	12 100.0	35 100.0	47 100.0	120 100.0	80 100.0	6 100.0

注：経営者とは「使用者」と「自営企業」の合計である。

資料：「在韓国・朝鮮人就業実態調査」

の比重はもっと高くなるはずである)。韓国・朝鮮人が在日で生活してゆくためには、商工業者として自立することが一般的条件になっているとあってよい。このことはひとり島根県内在住者にかぎらないことであるが、大都市地域よりも、その傾向がより顕著である。

次に就業上の地位と職種との関連を表2-14によってみてみよう。なおこの場合には、「使用者」と「自営企業」を「経営者」として一括することにする。経営者層の主要な業種はパチンコ等の遊戯場であり、その割合は44.7%にも達している。また「自営業」では「食堂・レストラン」の34.2%、「古物回収業」の20.8%だけで55%近くになっている。先の職種構成をみた際にもすでに示唆されていたように、「経営者」あるいは自営業といってもその業種はきわめて限られたものである。他方で「常勤従業員」の職種は自営業とは大きく異なり、一般事務員の18.8%、金融（保険）業の10.0%、団体職員と各種技術者が各7.5%というところが相対的に比重の高い職種である。おそらく若年層を中心としてであるが、いわゆるサラリーマン職種へ雇用者として就業する場合が増えてきていることを反映している面もある。しかし重要なことは、これらの職種が民族系金融機関、あるいは民族団体につながるものであり、雇用者として就業する場合には同胞企業に頼らざるをえないという現実も依然として存在するということである。

県内在住の韓国・朝鮮人の就業の性格を知るための一つの指標として、その就業先の企業規模をみていこう。そのために表2-15により就業上の地位別に就業先の企業の従業員規模を表わしてみた。上記でいうところの経営者といってもその企業規模はせいぜい従業員5～20人程度であり、それに属するものが80%近くになる。逆に従業員規模20人を超える者は20%に満たない。自営業の場合には、もちろん5人未満の従業員規模の者ばかりであるが、そのうち家族従業員のみ、もしくは1人のみという者が80%近くを占めている。したがって、自営層の半数以上は生業的な規模のものであり、それ以外の多くも中小企業でも最下層に位置する零細企業である。常勤もしくは非常勤の従業員の場合もその勤務先の規模は零細なものである。従業員規模21人以上の事務所に勤務する

表 2-15 就業上の地位と企業規模

	家族のみ	1人	5人未満	5～10人	11～20人	21人以上	不明	合計
使用者				3	4	5		12
自営企業 (経営者合計)				20	10	4	1	35
< % >				23	14	9	1	47
				48.9	29.8	19.1	2.1	100.0
自営	71	19	27				3	120
< % >	59.2	15.8	22.5				2.5	100.0
常勤	4		14	25	19	12		80
< % >	4.5		15.9	28.4	21.6	13.6		90.9
非常勤			2	3	1			6
< % >			33.3	50.0	16.7			100.0
合計	75	22	43	52	34	21	7	254
< % >	29.5	8.7	16.9	20.5	13.4	8.3	2.8	100.0

資料：「在日韓国・朝鮮人就業実態調査」

表 2-16 就業上の地位と就職方法

	自分	家族	親戚	知人	学校	広告	他	不明	合計
使用者	3	8	1						12
自営企業 (経営者合計)	14	15		4				2	35
< % >	17	23	1	4				2	47
	36.2	48.9	2.1	8.5				4.3	100.0
自営	66	32	8	10			2	2	120
< % >	55.0	26.7	6.7	8.3			1.7	1.7	100.0
常勤	13	10	14	19	11	10	2	1	80
非常勤		1	2	2		1			6
(雇用者合計)	13	11	16	21	11	11	2	1	86
< % >	15.1	12.8	18.6	24.4	12.8	12.8	2.3	1.2	100.0
合計	96	66	25	36	11	11	4	5	254
< % >	37.8	26.0	9.8	14.2	4.3	4.3	1.6	2.0	100.0

資料：「在日韓国・朝鮮人就業実態調査」

ものは10%程度であり大多数は零細な事務所に勤務しているのである。就職、とりわけ大企業への就職には一定の障害が存在することがここにも示されている。

ところで、現在の仕事に就くにあたっての求職方法はどのようなものであろう

うか。表2-16によってみておこう。「経営者」の場合に多いのは「自分でさがした」の36.2%と「親（家族）がやっていた」の48.9%であり、合わせて90%を超える。経営者といっても自ら創業するか、親や家族の事業を継承する場合が多いことを示している。自営業の場合、自分でさがす例の割合はもっと高く55%に達している。事業の世代的継承すらあまり行なわれていないことがうかがわれる。雇用者の場合の求職方法は多様であるが、自分、家族、親戚、あるいは知人とといった縁故に頼る就職の比率が高くなっており、合計70%を越えている。逆にみれば「学校の紹介で」、あるいは「求人広告をみて」といった縁故の枠外の方法による就職はかなり限定されているとみざるをえない。

神奈川県での調査報告の場合においても、親、親戚、友人、知人の紹介による縁故就職が圧倒的に多く、家業への就業を加えると68.0%になるといっている。これに対して学校の紹介によるものは8.2%、公共職業安定所の紹介は4.0%である。島根も神奈川も公的な職業紹介システムというものが、韓国・朝鮮人にとっては積極的な役割を果たしていないことでは共通している。

これまでの分析のなかでも在日韓国・朝鮮人の就職の場合の重要な問題として縁故に依存した就職、同胞企業への就職という点をうかがうことができた。ここでは就業先の事業所では「日本人と一緒に仕事をしているか」という設問への回答をもとにして表2-17を作成した。「経営者」の場合は、日本人の雇用抜きの経営はさすがに不可能であるので、「日本人はいない」とするものは皆無に近い。しかし、自営業の場合は「いない」とするものが圧倒的であり、「いる」の倍の65.0%を占める。これは家族従業員のみ経営の割合に対応したものである。雇用者の場合には「いない」の割合が25.6%の高さになっていることが注目される。家族のみ経営が全体としても多くを占め、雇用される場合には、同胞企業への依存を免れないという問題点をやはり指摘せざるをえない。なお念のために日本人のいないところに就業している者22人の職種構成を付表として掲げておいた。金融（保険）業、事務員、および団体職員・役員が80%ほどを占めており、彼らの就業先の多くが民族系団体であることを十分にうかがうことができる。

表 2-17 職場の日本人

	い	る	い	な	い	不	明	合	計
使用者	12							12	
自営企業	32					3		35	
(経営者合計)	44					3		47	
〈%〉	93.6					6.4		100.0	
常勤	39	78				3		120	
〈%〉自営	32.5	65.0				2.5		100.0	
常勤	57	22				1		80	
非常勤	6							6	
(雇用者合計)	63	22				1		86	
〈%〉	73.3	25.6				1.2		100.0	
合計	147	100				7		254	
〈%〉	57.9	39.4				2.8		100.0	

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」

表 2-17 (付表) 同胞企業従業員の職種構成

	20代 人	30代 人	40代 人	50代 人	60歳以上 人	不明 人	合計 人	%
古物回収業		1					1	4.5
金融(保険)業	4		1				5	22.7
食堂・レストラン				1			1	4.5
バー・スナック		1					1	4.5
一般事務員	3		1			1	5	22.7
外勤事務員(集金等)			1				1	4.5
団体職員		1	1	1	2		5	22.7
会社・団体役員					1		1	4.5
教員			1				1	4.5
他					1		1	4.5
合計	7	3	5	2	4	1	22	100.0

注：「同胞企業従業員」とは日本人のいない事業所に就業する常勤・非常勤の従業員をさす。

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」

(4) 所得と暮らしむき

所得についての設問では、1カ月の手取り額の回答を求めた。男女別に所得階層別の構成を示したものが表2-18である。全体としてみれば、1カ月所得15～20万円階層の29.5%、20～30万円の30.3%を合わせれば、60%ほどになる。所得平均額は20万円強になるとみてよいだろう。男性のみを取り出せば、この2つの所得階層への集中はより顕著であり、合わせて70%ほどにも達する。島根県の常用労働者の定期給与月額平均は25万円程度であるから、手取り額ということになれば、20万円程度になると思われる。したがって島根県内の平均的勤労者と同程度の所得水準は確保されているということになる。女性だけをとりだしても、その平均所得額は1クラス下の15万円程度になるが、これは県内の女性勤労者よりも若干良い水準である。しかしこれは調査対象者の限りでいえることであって、対象外の者のなかには、平均水準以下の低所得者が多く含まれていると推定しうることに留意しておかなければならない。

以上のような所得水準を就業上の地位と対応させてみたものが表2-19である。これによれば、「経営者」、自営業者、そして「雇用者」のあいだで所得階層への分布のしかたに明白な差違がある。「経営者」の場合には、平均水準以上の20万円以上の階層にほぼ80%の者が属している。自営業者の場合がほぼ全体的な傾向にそった分布になっている。すなわち、15～30万円の階層に、これま

表2-18 所得（1カ月）階層構成

	5万円 未 満	5～7 万 円	7～10 万 円	10～15 万 円	15～20 万 円	20～30 万 円	30万円 以 上	不 明	合 計
男 (%)		1 0.5	4 2.1	17 9.0	66 35.1	64 34.0	29 15.4	7 3.7	188 100.0
女 (%)	2 3.1	4 6.2	12 18.5	19 29.2	9 13.8	13 20.0	2 3.1	4 6.2	65 100.0
合計 (%)	2 0.8	5 2.0	17 6.7	36 14.2	75 29.5	77 30.3	31 12.2	11 4.3	254 100.0

注：所得は1カ月平均の手取り収入である。

資料：「韓国・朝鮮人就業実態調査」 「」

表2-19 就業上の地位と所得階層

	5万円未満	5～7万円	7～10万円	10～15万円	15～20万円	20～30万円	30万円以上	不明	合計
使用者 〈%〉						5 41.7	7 58.3		12 100.0
自営企業 〈%〉				4 11.4	3 8.6	11 31.4	14 40.0	3 8.6	35 100.0
(経営者合計) 〈%〉				4 8.5	3 6.4	16 34.0	21 44.7	3 6.4	47 100.0
自営 〈%〉		1 0.8	4 3.3	9 7.5	45 37.5	48 40.0	7 5.8	6 5.0	120 100.0
常勤 〈%〉	2 2.5	3 3.8	12 15.0	22 27.5	24 30.0	12 15.0	3 3.8	2 2.5	80 100.0
非常勤 〈%〉		1 16.7	1 16.7	1 16.7	2 33.3	1 16.7			6 100.0
(雇用者合計) 〈%〉	2 2.3	4 4.7	13 15.1	23 26.7	26 30.2	13 15.1	3 3.5	2 2.3	86 100.0
合計 〈%〉	2 0.8	5 2.0	17 6.6	36 14.2	75 29.5	77 30.3	31 12.2	11 4.3	254 100.0

注：所得は1ヵ月平均の手取り収入である。

資料：『韓国・朝鮮人就業実態調査』

た80%近くの者が属している。ところが、「雇用者」の場合には、上記の2つの部類とは異なり、より低い水準の所得階層への分布になっている。すなわち、平均水準以下の20万円までの所得階層に50%以上の者が属しているのである。したがって全体としては、島根県内の平均的勤労者の所得水準は確保しているとはいえ、それは主に「自営層」にあてはまることであり、雇用者の所得水準はそれよりも低位にあるといわざるをえない。雇用者として就業する場合に、やはり所得面でも困難性を抱えていることが確認されるといえよう。

暮らしむきについては、「十分余裕がある」「いくらか余裕がある」「あまり余裕がない」「まったく余裕がない」の4段階に分けて回答してもらった。そのなかで「どいらいでもない」とした者がいたので、これは「普通」とした。

このいわば暮らしの余裕度別の人員構成を示したものが、表2-20である。これによれば、「十分余裕がある」あるいは「いくらか余裕がある」とした、少

表2-20 暮らしむき

	十分	いくらか	ら普通	あまり	なし	不明	合計
男 (%)	30 15.6	71 37.0	0.0	66 34.4	20 10.4	5 2.6	192 100.0
女 (%)	3 3.7	29 35.4	1 1.2	29 35.4	13 15.9	7 8.5	82 100.0
合計 (%)	33 12.0	100 36.4	1 0.4	96 34.9	33 12.0	12 4.4	275 100.0

資料：『韓国・朝鮮人就業実態調査』

なくとも余裕を感じている者は48.4%であり、他方で、「あまり余裕がない」あるいは「まったく余裕がない」とした、暮らしに余裕を感じていない者は46.9%である。いわば余裕派と非余裕派があい半ばしているといえる。言い換えれば、裕福な暮らしをしている者が限られている一方で、暮らしに困窮している者もあまりいないということになる。

しかし以上の結果は、あくまでも回答者の主観の範囲のものであるから、客観的な就業形態、条件と対応させながら、暮らしむきにおける余裕の程度の内容を検討してみる必要がある。そのために以下では、所得、職種などに対応させて、暮らしむきの内容を分析してみることにする。

暮らしむきと所得水準はどのように対応しているのだろうか。暮らしの余裕の程度と所得階層との関連を示したものが表2-21である。「十分に余裕がある」という者はすべて月所得20万円以上の階層に属しており、しかも30万円以上の階層が54.5%と半数を越える。「いくらか余裕がある」という者のうちでは20~30万円の階層が54.0%と過半数をしめている。「あまり余裕がない」という者のうちでは15~20万円の階層が57.3%と、これもまた半数を越えている。最後に「余裕がない」者のうちの一番の多数である64.4%が10~15万円の階層に属している。このように、暮らしの余裕の程度に応じて多数を占める所得階層のレベルが低下している。おしなべていえば、余裕派の多くは平均水準以上の所得階層に属し、非余裕派の多くがそれ以下の所得階層に属していることになる。暮らしに余裕を感じるかどうかは、平均所得水準を確保しえているかどうかか

表 2-21 暮らしむきと所得水準

	5万円 未 満	5～7 万 円	7～10 万 円	10～15 万 円	15～20 万 円	20～30 万 円	30万円 以 上	無職	不明	合計
十分 〈%〉						15 45.5	18 54.5			33 100.0
いくらか 〈%〉		1 1.0	4 4.0	8 8.0	14 14.0	54 54.0	12 12.0	5 5.0	2 2.0	100 100.0
普通			1							1
あまり 〈%〉	1 1.0		8 8.3	16 16.7	55 57.3	7 7.3	1 1.0	3 3.1	5 5.2	96 100.0
なし 〈%〉	1 3.0	3 9.1	4 12.1	12 36.4	6 18.2	1 3.0		5 15.2	1 3.0	33 100.0
不明		1						8	3	12
合計	2	5	17	36	75	77	31	21	11	275

注：所得は1カ月平均の手取り収入である。

資料：『韓国・朝鮮人就業実態調査』

分岐点になっているといえよう。もっともこれはあくまでも暮らしむきについての感覚において多数を支配する要因についていいうるにすぎない。平均以上の所得水準であっても暮らしに余裕を感じない者もいるし、逆に平均以下の所得水準でも余裕を感じている者も存在する。つまり両者が相殺され余裕派、非余裕派があい半ばするという上述のような結果があらわれてくるのである。

次に暮らしむきと職種に関連についてみるために、表2-22を作成した。暮らしに余裕がある者の割合の高い職種はパチンコ等の「遊戯場」、および「会社・団体役員」であり、余裕が「十分ある」と「いくらかある」者を合わせたものはそれぞれ84.2%、83.3%の高率となる。逆に暮らしに余裕がないと感じている者の割合の高さが著しいものとしては、限られてはいるが、古物回収業をあげることができる。そこでは「あまりない」と「まったくない」を合わせたものが59.9%になる。その他の多くの職種は余裕派、非余裕派がだいたい半ばしており、しかも「いくらか余裕がある」あるいは「あまり余裕がない」という中間的な暮らしむきの者が80%程度を占めている。ちなみに飲食業の場合には、両者は78.1%であり、また「生産的職業」の場合には87.5%にもなる。このよ

表2-22 職種と暮らしむき

職業区分	十分	いづらか	普通	あまり	なし	不明	合計
小売店		2		2			4
セールス・行商		2		2	2		6
古物回収業	5	9		16	4		34
〈構成比〉	14.7	26.5		47.1	11.8		100.0
金融(保険)業	1	5		4	3	1	14
不動産業	1	2					3
食堂・レストラン	3	16		23	7		49
喫茶店	2	3		2	2		9
バー・スナック		5		1			6
(飲食業合計)	5	24		26	9		64
〈構成比〉	7.8	37.5		40.6	14.1		100.0
理・美容師		2		1			3
自動車整備・修理				1	1		2
ホテル・旅館		1					1
遊戯場(パチンコ等)	15	17		3	1	2	38
〈構成比〉	39.5	44.7		7.9	2.6	5.3	100.0
ビル・駐車場等管理人				1			1
一般事務員		5	1	8	2		16
外勤事務員(集金等)		1		1	1		3
団体職員				3	3		6
(事務的職業合計)		6	1	12	6		25
〈構成比〉		24.0	4.0	48.0	24.0		100.0
会社・団体役員	4	6		2			12
〈構成比〉	33.3	50.0		16.7			100.0
医師	1	2					3
薬剤師		1					1
看護婦				1			1
教員				1			1
各種技術者		2		4			6
保母		1					1
(専門的職業合計)	1	6		6			13
〈構成比〉	7.7	46.2		46.2			100.0
建設業		3		1			4
建設作業員	1			1			2
土木作業員				2			2
金属製品製造		2			1		3
食料品製造		2		3			5
繊維製品製造				1			1
林業					1		1
自動車運転手		2		3			5
砂利等採取		1					1
(生産的職業合計)	1	10		11	2		24
〈構成比〉	4.2	41.7		45.8	8.3		100.0
他		2		3		1	6
無職		5		3	5	8	21
〈構成比〉		23.8		14.3	23.8	38.1	100.0
不明		1		3			4
合計	33	100	1	96	33	12	275

注：飲食業等の範囲については表2-4に同じ。

資料：『在日韓国・朝鮮人就業実態調査』

うにパチンコ、古物回収業という職業それ自体が、かなり明瞭に暮らしの余裕の程度を左右していることこそが、県内在住の韓国・朝鮮人にとってのこれら職種の独特の位置を物語っているといえよう。

3. 就業実態調査の小括

われわれが実施した島根県内在住の韓国・朝鮮人の就業実態調査は、20歳以上の996名（昭和60年『在留外国人統計』）を対象にして民族団体を通じて配布し、275名の有効回答を得たものであった。男性では36.7%、女性では17.3%にあたる。女性の場合には、各年齢層ともに14~18%で同率の分布であるのに対して、男性では、40歳代と50歳代が50%の回答率であるのに、20歳代においては9.3%、30歳代では29.4%と低率である。それだけに、この調査結果をもって直ちに全体の傾向とみることには問題が残る。

加えて、設問が限定されたことである。したがって、就業実態や暮らしむきについて、多面的な角度からする解明は困難である。しかしながら、限られた調査対象サンプルであり、限定された設問であるとはいえ、それなりに解明できたわけで、調査結果から以下のような特徴を指摘しておきたい。

第1は、現在では県下在住の韓国・朝鮮人の70%以上が都市部に在住していることも関連して、その職種構成では、商業とサービス業に従事する者が圧倒的な比重を占めることである。すなわち、販売業、飲食業、古物回収業、金融保険業、パチンコ等の遊戯場が、島根県下では韓国・朝鮮人が従事する代表的な職種となる。もちろん彼らがそれを希望したのではなく、他に職を求めることができなかったからである。

第2に、調査回答者の限りでいえば、20%の者が大学卒であり、在日韓国・朝鮮人の高学歴化が進んでいるとあってよい。このことは、医師、薬剤師、教員、技術者などの専門職や、いわゆるサラリーマン職種への就業を可能にした要因にもなっている。しかしながら、それらは大学卒の3分の1に限られており、残る3分の2の者は大学卒でありながらも、飲食業や遊戯場に就職している。民族差別につながる就職実態が存在することが明らかにされた。

第3に、年齢別の就業では、20歳代ではサラリーマンやOLが多いということが注目される。もっとも、学校の紹介により就職した者は僅か4%であり、ここでも多数が雇用されているのは民族団体系の信用組合などの金融保険業、団体等事務員となっている。ところが、30歳代になるとサラリーマンは激減して、飲食業やパチンコなどへの就業者が増加し、さらに40歳代以上になると、飲食業、パチンコ、古物回収業、建設業などの自営層になっていく。やむなく自営的職業に就く場合と雇用される場合は現われ方が異なるにしても、民族差別が無視しえないという事情が明らかにされた。

第4に、彼らの関係する企業の規模はおしなべて零細である。彼らの経営する企業の従業員規模は、せいぜい20人程度のものである。また多くを占める自営業の場合にはいうまでもなく、大部分が家族従業員のみの生業である。雇用されている場合にも同じことである。彼らが雇用されている企業の従業員規模では、5～20人規模クラスが多数を占めている。

第5には、所得と暮らしむきについてであるが、調査対象者のうち、平均の月手取り額である20万円の所得を前後して「余裕がある」「余裕がない」の両者に分かれている。ここに示されるように、暮らしの余裕はきわめてささやかな要因に規定されているといえる。暮らしの余裕とは決して裕福さを意味していないことに留意しておく必要がある。むしろささやかなところで満足せざるをえないということが注目されるべきであろう。なお、調査対象になった者はおそらく日常的に民族団体に関わっている者が多いとおもわれる。したがってこの面の影響もみておかなければならない。むしろ今回の調査対象から漏れた韓国・朝鮮人のなかにこそ就業と、生活の困難を抱える層が多くふくまれるのではないかとさえ思っている。

(内藤正中・木村隆之)

<付記>

本稿は、昭和63年度文部省科学研究補助金(一般研究B)「日本海地域における在日朝鮮人問題の歴史的・経済的研究」(代表者：内藤正中)による報告の一部である。

在日韓国・朝鮮人の就業実態調査

あなたへの以下の質問に対する答えとして該当するものに○をつけて下さい。該当するものがない場合にはその他に○をして()内に具体的に記入して下さい。特別の指示のある質問についてはそれに従って下さい。

不明な点がありましたら、下記に御連絡下さい。
松江市西川津町1060 島根大学法文学部
(0852-21-7100 内線326)

内 藤 正 中

【基本的事項】

- 性別 1. 男 2. 女
年齢 1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代
4. 50歳代 5. 60歳代
学歴 1. なし 2. 中学卒以下 3. 高校卒以下
4. 大学卒
- (1) 日本で暮らすようになってから何年ですか。
1. 47年以上 2. 46~40年 3. 39~30年
4. 29~20年 5. 20年未満
- (2) どういう理由で日本にきましたか。
1. 生活が苦しく仕事を求めて 2. 勉強しようと思って 3. 徴兵で 4. 徴用で 5. 親と一緒に 6. 日本で生まれた 7. その他()
- (3) どういう理由で島根県に在住していますか。
1. 戦前からずっといる 2. 仕事がうまくいっているから 3. 同胞の友人がいるから 4. 日本人が応援してくれるから 5. 暮らしやすいから 6. 祖国に近いから 7. その他()
- (4) あなたの仕事は以下のどれに当たりますか。
1. 使用者 2. 自営業 3. 常勤従業員
4. 非常勤従業員
- (5) あなたの現在の職業は何ですか。主なものに○, 副次的なものには○をつけて下さい。
(商業・金融業)
1. 小売店 2. セールス 3. 古物回収業
4. 金融(保険)業 5. 不動産業 6. 食堂・レストラン 7. 喫茶店 8. パー・スナック等
(サービス業)
1. 理・美容師 2. 家政婦 3. クリーニング 4. 自動車等整備・修理 5. ホテル・旅館 6. 遊戯場(パチンコ) 7. ビル・駐車場等管理人
(一般事務)
1. 一般事務員 2. 外勤事務員(集金等)
3. 団体職員
(専門家・技術者等)
1. 医師 2. 薬剤師 3. 看護婦 4. マッサージ師 5. 検査技師 6. 教員 7. 各種技術者 8. 保母 9. 宗教家 10. 会社・団体役員
(建設業)
1. 大工 2. 左官 3. その他の建設作業員 4. 土木作業員
(製造業)
1. 金属製品製造 2. 各種機械製造 3. 食料品製造 4. 印刷製本 5. 各種繊維製品製造 6. 木製品等製造 7. かわ製品・くつ等製造
(農林漁業)
1. 農業 2. 畜産業 3. 林業 4. 植木造園
(運輸・通信業)
1. 各種自動車運転手 2. 通信士(員) 3. 電話交換手
(採鉱・採石)
1. 採鉱 2. じゃり等採取
(その他)
1. その他()
2. その他()
3. 無職
- (6) あなたが働いているところには従業員が何人いますか。
1. 家族だけ 2. 1人だけ 3. 5人以下
4. 5~10人 5. 11~20人 6. 21人以上
- (7) 現在の仕事はどのようにして探しましたか。
1. 自分でさがした 2. 親(家族)がやっていた 3. 親戚の紹介で 4. 知人の紹介で 5. 学校の紹介で 6. 求人広告をみて 7. その他()
- (8) そこでは日本人も一緒に仕事をしていますか。
1. いる 2. いない
- (9) 1ヵ月どのくらいもらっていますか。
1. 5万円以下 2. 5~7万円 3. 7~10万円 4. 10~15万円 5. 15~20万円 6. 20~30万円 7. 30万円以上
- (10) 暮らしむきはどうですか。
1. 十分余裕がある 2. いくらか余裕がある 3. あまり余裕がない 4. まったく余裕がない

*その他の要望, 意見等がございましたら, 御自由にお書き下さい。

御協力ありがとうございました!